高校・大学・大学院等を通した人材育成システム改革をはじめとする教育施策の推進について（案）

経済産業省の就業構造推計によれば、2040 年には少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化し、職種によって労働力需給ギャップが生じ、地方を中心に、AI・ロボット等利活用人材を含む専門職や現場人材が大きく不足すると見込まれている。さらに、大卒・院卒の理系人材は東京圏も含めて、全ての地域で大幅な不足となり、工業高校卒、高専卒の人材不足も顕著になるとされている。

我が国の成長には、地域経済・社会の発展を支える人材や、戦略 17 分野をはじめとした成長が期待される分野等において新たな価値創造やイノベーション創出を担う人材、エッセンシャルワーカーを始めとした 17 分野を支える人材、AI・デジタル技術等を駆使して生産性向上を実現できる人材等の育成を一層強化することが不可欠であり、産業構造・社会構造の変化を踏まえた高校から大学・大学院等に至るまでの一貫した改革に取り組むとともに、各分野における人材需要を把握し、人材の高度化や労働移動を進めることが必要である。

高校教育については、本年２月に文部科学省において「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」が策定され、各都道府県において「高校教育改革促進基金」等を活用した、改革の先導的な取組が始まっている。2040 年までに残された時間は限られており、これらのパイロットケースの取組をいかに速く確実に横展開できるかどうかに、2040 年を見据えた人材育成戦略の成否がかかっている。また、急激な少子化の影響を受け、既に多くの地域で高校の統廃合が進んでいるが、高校は地域の核となる存在であり、高校の存続は、地域そのものの存続にも関わる重要な課題でもある。

現在、各都道府県においては、大学や産業界等と一体となって「高校教育改革実行計画」の策定を進めているところであり、高校生の学びをより豊かなものにし、地域経済・社会の発展を支える人材を育成していくため、各都道府県が責任をもって、計画に基づいた取組を実行していく所存だが、これまでの取組の延長線にとどまらない抜本的な改革を進めるためには、国からの追加的な財政支援が不可欠である。

また、高校教育改革による高校の質的転換を現実のものとするのは教員であるにもかかわらず、我が国の高校教育における教職員定数は、

平成 13 年度から 17 年度において実施した第６次改善計画以降、抜本的な改善が行われておらず、生徒数の減少に伴い教職員数は減少の一途をたどっている。公立高校では、専門性の高い教育の充実や多様化・複雑化する教育課題への対応などに必要な人的体制が確保されておらず、特色ある教育課程の実施や、学校間連携、遠隔授業等を推進するためには、教員定数の抜本的な充実が必要である。

なお、教員定数を充実する上では、全ての地方自治体が安定的に教員を確保できることが大前提となるが、令和７年度（令和６年度実施）の公立学校教員採用選考試験の競争率が過去最低の 2.9 倍となるなど、教員のなり手不足が深刻化していることから、教職の魅力向上が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、義務標準法改正法案に対する参・文教科学委員会附帯決議（令和８年３月）では、「多様で質の高い教員人材を安定的に確保するため、教職に就いた者が在学中に貸与を受けた奨学金の返還免除制度について、大学院段階にとどまらず、学部段階においても早急に検討を進めること」と規定されるとともに、今年７月に策定された骨太の方針にも「奨学金返還支援の学部段階を含む更なる検討を行う」と記載されたところである。しかしながら、現状では一部の自治体における先行的な取組にとどまっており、教員数の地域間格差を拡大させかねない状況となっていることから、国の責任において、全国一律の制度として実施することが求められる。

大学をはじめとする高等教育機関は、地域における「知と人材の集積拠点」であり、「地域未来戦略」に基づく産業クラスターの形成や地域の将来を担う人材輩出の観点からも非常に重要であるが、急激に少子化が進む中で、各地域における高等教育へのアクセス確保等が課題となっている。

こうした中、我が国における現状を見てみると、戦略 17 分野に必要不可欠な理系分野の人材供給の約９割を東京 23 区外に立地する大学が担っている状況にある。加えて、地方大学は、地域のエッセンシャルワーカーを多く輩出しており、地方大学の衰退は、地域産業の競争力や成長力の低下を招くおそれがある。

一方で、東京 23 区の大学定員の約７割が文系であり、法の特例を利用し、理系転換しているものが少数にとどまること等を踏まえると、仮

に、2028 年３月末に期限を迎える東京 23 区の大学定員抑制措置が撤廃された場合、既存の学部構成を維持したまま東京 23 区内の大学定員が増加する可能性があり、日本全体の人材需給のミスマッチが拡大するおそれがある。

さらに、2025 年度には年間８万１千人強もの若者が東京都の大学へ流入超過していること等を踏まえると、日本全体の持続的発展の観点から、東京 23 区の大学定員抑制措置を延長するとともに、地方大学振興を一層充実させることが必要である。

また、「科学とビジネスの近接化」が進展する中、大学の研究成果を産業競争力の強化につなげていくことが急務となっていることから、産業界から知・人材への戦略的な再投資を呼び込む好循環を確立し、産業競争力と研究力の強化を同時に達成する新たな研究大学群を整備する必要がある。併せて、地域の社会経済を活性化し、課題解決に貢献する地域中核大学の整備を着実に進める必要がある。

大学病院は、大学の附属施設として、地域に不可欠な医療人材の養成を担うとともに、新たな医薬品や治療法等の研究・開発により医療の質向上にも貢献している。また、医師少数区域を含む地域の医療機関に対し、常勤職員だけでも約６万人の医師派遣を行うなど、地域医療において欠かせない重要な役割を担ってきた。

しかしながら、物価・人件費の上昇等により、大学病院の経営環境は一層厳しさを増しており、経営を維持するためには収益性の高い診療業務を優先せざるを得ず、本来担うべき教育・研究に十分な時間や資源を確保することが困難となっている。

また、大学病院の医師は、教育・研究・診療の重要な役割を担っているにもかかわらず、一般の医療機関と比較して給与水準が著しく低い状況に置かれている。このことが、若手医師の医局離れや他分野への人材流出を招く一因となっており、地域の医療機関への医師派遣機能の低下を通じて、地域医療提供体制の維持に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

さらに、施設・設備に関しても、建替費用の高騰等が大きな負担となり再開発・更新に支障が生じ、建物や医療機器の老朽化により、安全な医療の実現や地域の医療提供体制の維持が危ぶまれている。

こうした状況を改善するためには、国において、大学病院の教育・研究・診療のバランスの在り方及び地域医療提供体制において担うべき

役割等を明確化しつつ、教育研究機能や経営力の強化・処遇改善、老朽化した施設・設備を緊急的に改善するための支援に取り組むことが必要である。

加えて、地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、地域医療提供体制を維持・強化していくためには、都道府県と大学が協働して、地域偏在の解消に向けた計画的な医療人材の確保に取り組む必要がある。

産業構造・社会構造の変化に伴う職種間ミスマッチを解消するためには、高校、大学等の改革にとどまらず、官民が一体となって成長分野等に関するリ・スキリングを推進していく必要がある。

そのためには、各都道府県において、将来の産業構造や地域ニーズを見据え、17 の戦略分野やエッセンシャル分野の人材育成を戦略的に進めることができる環境を整備することが極めて重要である。この実現に向けては、産学官の連携のもと、国が主導してリ・スキリングの推進に向けた計画的な支援を行うことが不可欠である。

これらを踏まえ、以下の事項について提言する。

1　高校教育

- 高校教育改革の推進に当たっては、制度設計や事業内容の検討段階から都道府県と十分に協議を行うとともに、都道府県において必要な検討期間を確保するなど、地域の実情や課題等を踏まえながら丁寧に進めること。また、文部科学省のみならず、関係省庁が連携して高校教育改革に取り組み、多方面からの支援策を講じられる体制を整えること。
- 「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」について、改革先導拠点に対する教職員の加配を新設するなど、改革に伴う業務増加や多様な教育ニーズに対応できる制度整備を進めること。また、大規模な施設整備や設備更新が想定される中、３年間の事業期間では十分な事業効果を得られないおそれや、昨今の資材不足、人手不足等に伴う工期の長期化により期限内に工事を完了できないおそれがあることから、事業期間の延長を検討すること。
- 都道府県が策定する「高校教育改革実行計画」に基づく改革を、スピード感を持って確実に実行できるよう、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等を令和９年度から創設すること。

・　その際、既存の教育予算を原資とすることなく、国の責任において必要な予算を継続的に確保し、地方に負担を求めない仕組みを構築するとともに、2040 年に向けて高校教育改革実行計画を遂行し、抜本的な高校教育改革を図るための長期的な支援とすること。また、各自治体の学校数や地理的条件などを踏まえた配分を行うとともに、各自治体が地域や学校等の実情に応じた取組を推進することができるような柔軟な制度設計を行うこと。
・　「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の支援対象は、基金事業終了後の継続的な経費や協力校に係る経費も対象とするとともに、改革先導拠点の取組に準じ、ハード・ソフト両面とし、高校教育改革の実現に向けた取組のみならず、老朽化した施設・設備の更新や修繕、空調をはじめとする更なる教育環境の改善などのほか、教育改革を進めるための教職員の加配や必要な外部人材の配置、各都道府県における産業界や地域等との連携やその体制構築に係る経費等も対象に含めること。また、物価・人件費の高騰等の経費上昇にも対応できるものとなるよう検討すること。
・　高校教育改革に係る制度の全体像と詳細について、早期に情報提供を行うこと。特に、「高等学校教育改革交付金（仮称）」の対象経費や事業期間等の制度の詳細については、今年度に策定する都道府県の「高等学校教育改革実行計画」に反映させる必要があることから早急に提示すること。
・　これらのほか、高等学校教育改革等事業債について、事業内容の拡充や事業期間の延長等を検討するとともに、企業・大学等が継続的・安定的に高校教育改革に協力できるよう、財政上・税制上のインセンティブを検討すること。
・　「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、公立高校の特色化・魅力化や多様な学びの確保、企業人材や博士人材の採用の促進、学校外の遠隔授業配信組織への教員配置を含む遠隔教育のための加配定数を創設すること。併せて、「高校教育改革促進基金」の採択校のみならず、全ての公立高校を対象とし、産業界や地域との連携等を通じた専門高校の機能強化や、普通科高校における文理融合や探究活動の充実のための加配定数を拡充すること。
・　地域の即戦力となる人材の育成を担う専門高校等が、進路の選択肢として認識されるよう、中学生の理工系分野や専門職への関心を高めるとともに、職業観や就労観を醸成するための取組を推進する

こと。併せて、専門高校等の魅力発信などを通じて、中学生の進路選択に大きな影響を与える保護者の意識改革に取り組むこと。

・　工業高校をはじめとする専門高校等の卒業生の地域企業への就職・定着に向け、キャリアビジョンの見える化や職住近接による働き方の魅力発信等を支援すること。

・　家庭の経済状況等に関わらず、全ての高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料以外の支援である「高校生等奨学給付金」を更に拡充し、学習者用端末の購入費相当額の支援を確実に実施するとともに、修学旅行費相当額の支給対象を非課税世帯まで拡大するなど、家庭負担の一層の軽減を図ること。

・　人口減少に伴い高校の統廃合が進む中、地方では遠距離通学を余儀なくされる生徒の通学費負担が大きくなっている。居住地域によって学校選択の機会が狭まることのないよう、国において、教育の機会均等を確保するため、適切な措置を講じること。

２　教職の魅力向上

・　教職の魅力向上に向け、学校における働き方改革や教員の処遇改善を着実に進めるとともに、地方自治体が実施する意欲的な取組に対して、十分な財政措置を講じること。

・　一部の自治体で先行して実施されている、教員になった者に係る学部段階における奨学金返還支援や若手教員に対する経済的負担の軽減について、自治体間の財政力格差が教員確保の不均衡に直結しないよう、国の責任において安定的な仕組みを構築すること。

３　高等教育

・　2028年３月末に期限を迎える「東京23区内における大学等の学生の収容定員抑制」について、制度の効果を検証し、より実効性の高い対策とした上で延長するとともに、若年人口の減少を踏まえ、厳格な収容定員の抑制策を講ずること※。併せて、地方大学の教育・研究機能の強化や地域のニーズに応じた人材育成など、地方大学の振興に対する支援を一層充実すること。

※ 東京都からは、「当事者である大学や若者から規制に対する懸念の声が多く寄せられており、法律の目的である地方大学への進学に効果も見られない本規制は確実に撤廃すべき」との反対意見があったことを申し添える。

・　地域の維持に不可欠な社会的基盤機能を担う人材を確実に育成・確保するため、地域の医療・介護・福祉、産業・インフラを支える人材育成に取り組む地方大学への支援や「地域構想推進プラットフォーム」による各地域の産学官協働の取組、地域の高等教育機関へのアクセス確保の取組等を、地方の協力のもと国主導により一層充実させること。
・　地域の産業クラスターの形成を担う人材や地域社会をけん引する人材の育成に向け、戦略 17 分野に係る理工・デジタル等の成長分野への学部転換や大学院教育の充実、高等教育の学びの質的転換、公立高専の設置促進等に取り組むこと。併せて、戦略 17 分野を専攻する学生の増加を図るためにも、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等の一層の充実を図ること。
・　地域経済・社会を支える大学や高専の機能強化に向け、国立大学法人運営費交付金の大幅拡充や公立大学の運営基盤強化に向けた地方財政措置の充実、国立高専運営費交付金、私学助成の拡充等により、ST 比率改善に資する必要な教職員の確保と適正配置を始めとした研究・教育環境の改善を図ること。また、大学における研究活動を安定的・継続的に支える科研費の大幅な拡充を図ること。
・　大学等のキャンパスの共創拠点化を一層進めるため、建設費の高騰等を踏まえた施設整備費補助金の拡充に取り組むとともに、当初予算において、必要額を措置すること。
・　産業競争力強化に貢献する高度な研究大学群の実現と、地域中核・特色ある研究大学（J-PEAKS）の着実な継続実施を図ること。

４　大学病院の機能強化

・　大学病院が担う教育・研究・診療の３つの機能のバランスを適正化し、教育研究機能を強化するため、当初予算において、教育や研究の活動量を増やすための環境や体制整備に必要となる経費を支援すること。
・　老朽化した大学病院施設・設備の機能を改善するため、複数年度に渡り、特別な財政措置による緊急的な支援を行うこと。
・　地域医療人材の確保に効果的な「地域枠」の取組を促進するとともに、大学病院が地域への医師派遣や高度・専門医療の提供など、地域医療を支える役割を継続的に果たすことができるよう、職務の専門性や重責に見合った医師の処遇改善や、地域と大学が協働して取り

組む体系的な地域教育の強化等への支援を行うこと。

５　リ・スキリング

・　成長分野等におけるリ・スキリングを戦略的に推進し、地域に必要な人材の育成・確保や高度化を進めるため、産学官連携による短期プログラムの開発・実施や、大学が「学び続ける社会」の拠点となるための全学的な体制整備、社会人が働きながら修士課程・博士課程で学ぶことができる環境整備、専門学校を活用した地域を支える実践的な職業人材の高度化を、複数年度をかけて一体的に進めること。なお、専門学校を活用した地域を支える実践的な職業人材の高度化については、都道府県が地域の実情に応じた取組ができるよう、事業期間や取組内容等の制度設計を柔軟に行うこと。

６　「強く豊かな日本」投資枠

・　以上の人材育成に関する取組については、「強く豊かな日本」投資枠を活用するなど、既存の予算の枠組みにとらわれることなく、予算を確実に確保して集中的な投資を行うこと。

令和８年 11 月 27 日

全　国　知　事　会